

資料提供
令和2年12月8日
担当：広島県対策本部
担当者：健康対策課
直通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和2年12月7日（月）に、新型コロナウイルス感染症の患者が5例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内1132～1136例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養	・他事例との関連 ・県外往来（※）
1133	80	海田町	12月7日（発症日） 味覚異常	12/7	感染症指定医療機関等に入院予定	・県内感染者の濃厚接触者 ・県外往来なし

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来

【県民の皆様へ】

- 東広島市でクラスターが発生しています。
令和2年11月14日（土）～11月28日（土）にナイトラウンジ京子（東広島市西条岡町3-28）を利用した方については、「受診・相談センター（積極ガードダイヤル）」（082-513-2567（24時間対応））にご相談ください。
- 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人との距離確保等の基本的な感染対策を実施してください。
- 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、予め連絡をした上で、身近な医療機関を受診してください。
- 飲食店等において大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦等で大声を出したりすることは控えてください。また、会食等で飲食店等を利用する場合は、感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の店舗を利用してください。
- 他の都道府県への移動については、自粛を解除していますが、移動先の感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。
また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域及び直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が15人以上となっている地域への往来については、必要性を十分に検討し、慎重に判断してください。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤等により、通勤時の人との接触を減らしてください。
- 接触確認アプリを積極的にインストールしてください。また、県が導入した「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用してください。
- 感染者・医療福祉関係者やその家族等を誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。